

(別表) 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する行政処分等の基準

違反項目	水道法根拠条文	関係条文		市規程根拠条文	違反内容	措置内容
		水道法	水道法施行規則			
指定要件違反	第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	施行規則第21条	第7条第1項第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し(指導に従わないとき)
		第1項第2号	施行規則第20条		2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し(指導に従わないとき)
		第1項第3号イ			3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定の取消し
		第1項第3号ロ			4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第1項第3号ハ			5. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第1項第3号ニ			6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
					① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し又は指定の効力の停止6か月以下
② 道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき。	指定の効力の停止6か月以下					
③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の効力の停止3か月以下					
④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。	指定の効力の停止6か月以下					
⑤ 指定給水装置工事事業者研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意					
⑥ ⑤に係る文書注意に従わないとき。	文書警告					
⑦ ⑥に係る文書警告に従わないとき。	指定の効力の停止3か月以下					
⑧ その他の違反行為(主として管理者の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。)	指定の効力の停止6か月以下					
第1項第3号ホ		7. 法人であって、その役員の内上記3～5のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定の取消し(指導に従わないとき)			
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11第1項第2号	第25条の4第2項	施行規則第21条第1項、第2項	第7条第1項第2号	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し(指導に従わないとき)
		第25条の4第1項	施行規則第21条第3項		2. 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定の効力の停止3か月以下
届出義務違反	第25条の11第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	第7条第1項第3号	1. 次に掲げる事項の変更届を提出しないとき。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ③ 法人にあっては、役員の氏名 ④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は免状交付番号	指定の取消し(指導に従わないとき)
			施行規則第35条		2. 休止届(30日以内)、廃止届(30日以内)、再開届(10日以内)を届出しないとき。	指定の取消し(指導に従わないとき)
					3. 上記1,2について虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
事業の運営基準違反	第25条の11第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条第1号	第7条第1項第4号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	
			第2号		2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の効力の停止1か月以下
			第3号		3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 主として ① 管理者が定める給水装置工事施行基準に適合しない工事を行ったとき。 ② 検査の改善指示に従わないとき。 ③ 管理者に届けず断水工事を行ったとき。	指定の効力の停止6か月以下
			第4号		4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保しなかったとき。	指定の効力の停止3か月以下
			第5号イ		5. 水道法施行令第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。	指定の効力の停止6か月以下
			第5号ロ		6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の効力の停止3か月以下
			第6号		7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の効力の停止3か月以下
工事施行に関する義務違反	第25条の11第1項第5号	第25条の9		第7条第1項第5号	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の効力の停止3か月以下
	第25条の11第1項第6号	第25条の10		第7条第1項第6号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の効力の停止3か月以下
	第25条の11第1項第7号			第7条第1項第7号	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の効力の停止6か月以下
不正申請	第25条の11第1項第8号	第16条の2第1項	施行規則第18条	第7条第1項第8号	不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定の取消し

備考1 指定給水装置工事事業者が、別表に掲げる違反行為を2以上行ったときは、違反程度が重いと認められる行為をもって行政処分を行う。

2 別表に掲げる行政処分等基準にかかわらず、管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、指定の取消しを行うことができる。

- (1) 第3条第2項の規定によるてん末書の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (2) 度重なる違反行為を行っているとき。
- (3) 違反行為が著しく悪質であると認められるとき。
- (4) 明らかに社会秩序違反となる行為により、業務の適正な履行が見込めなくなったとき。